

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 農地整備課

法令名	土地改良法	法令番号	昭和24年法律第195号	
手続名	土地改良区の解散命令	根拠条項	第135条第1項	
処分基準	<p>下記に掲げる場合において、県知事は土地改良区の解散を命ずることができる。</p> <p>① 土地改良区が土地改良法第15条に規定する事業以外の事業を行ったとき</p> <p>② 土地改良区が正当な理由がないのに、土地改良区設立の認可の公告があった日から1年を経過してもなお総会（総代会）を招集せず、又は省令（土地改良法施行規則第92条の2）で定める期間（2年）以上その事業を停止したとき</p> <p>③ 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が土地改良法第134条第1項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき</p> <p>（土地改良法第134条第1項（違反行為に対する措置）に基づく必要措置命令）</p> <p>土地改良法第132条第1項又は同法第133条第1条の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、当該土地改良区の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、土地改良区に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
	対応区分	<p>① 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>農地整備課</p>	<p>交付機関</p> <p>農地整備課</p>